

「横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業 業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業業務委託」の発注に際し、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続等について、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」及び「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(提案資格)

第2条 プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日において、「令和元・2年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」に登録し、営業種目の順位1位に「320 各種調査企画」の登録があり、細目に「A:市場・世論調査」の登録がされている者であること。又は参加意向申出書を提出した時点で、上記種目において現に申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登載が完了している者であること。
- (2) 「令和元・2年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」において、所在地区分が「市内」、規模区分が「中小企業」又は「その他」で登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていないこと

(審議事項)

第3条 プロポーザルの実施に関する審査は、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「局業者選定委員会」という。）において実施し、審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル手続及び公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ プロポーザル関係書類提出要請書（以下「提出要請書」という。）の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 事業を委託する事業者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(事業期間)

第4条 事業期間は令和元年度から2か年事業とし、このことを踏まえた業務内容の提案について審査するものとする。

- 2 令和元年度の委託期間は、契約を締結した日から令和2年3月31日までとする。

(参加表明手続き)

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第2条に定める提案資格を満たすものであるかを確認し、その結果を参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

(実施の公表)

第7条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第8条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務の実施内容
- (3) 活動実績及び事業の実施体制
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第9条 プロポーザルで事業を委託する事業者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容
 - ア 事業目的・業務内容の理解度
 - イ 空き店舗に関わる課題と必要な対策
- (2) 実施方法
 - ア 提案内容の具体性・妥当性
 - a 対象商店街の現状把握
 - b 対象商店街へ店舗を誘致するために必要な調査・対策
 - c 空き店舗を解消するための施策
 - d 上記cの実現性
 - イ 対象商店街及び物件所有者との関係構築
 - ウ 関連業界との連携
 - エ 新規出店者への支援、定着するための工夫
 - オ スケジュール管理（1年目・2年目）
- (3) 能力・経験・実施体制

- ア 事業計画の信頼性
 - イ 目標数の設定
 - ウ 実施体制
 - エ 類似業務の実績（市内・市外）
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会の設置）

第 10 条 第 3 条第 2 号に定めるプロポーザルの評価にあたっては、横浜市商店街空き店舗コンサルティング事業業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、次の事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には評価委員として、委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 経済局総務課長
 - 副委員長 経済局企画調整課長
 - 委員 経済局経営・創業支援課長
 - 委員 経済局ものづくり支援課長
 - 委員 経済局商業振興課長
 - 委員 経済局商業振興課担当係長
 - 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の 5 分の 4 以上の出席をもって成立する。
 - 5 評価委員の採点の合計点数が、満点の 10 分の 6 以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。
 - 6 プロポーザルの評価が同点となった場合は、次の順序で上位の提案がプロポーザルの上位とする。
 - (1) 加重項目の合計点が上位の者
 - (2) 5 点の評価点項目の多い者
 - (3) 加重項目に 2 点以下の評価のない者
 - 7 委員長は、評価結果を局業者選定委員会に報告するものとする。

（提案資格確認の通知）

第 11 条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第 11 条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第 12 条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第 17 条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の審査)

第 13 条 局業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、局業者選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和元年 9 月 25 日から施行する。